

宇治市乳幼児教育・保育推進協議会設置要項

(目的及び設置)

第1条 全ての就学前施設が施設類型を越えたネットワークを構築すべく、乳幼児期の子どもたちの状況や課題を共有し、連携、協働して研究・研修を行うことで、教育・保育の質の向上及び人材育成を図るとともに、各施設間、家庭・地域との連携を推進し、子育てや家庭・地域の教育・保育力の確保・向上を支援するため、宇治市乳幼児教育・保育推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(担任事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

乳幼児期の教育・保育の基本理念に関すること。

教育・保育の質の向上及び保育士等の人材育成に関すること。

保幼小連携の取組の推進に関すること。

特別な配慮や支援を要する子どもへの切れ目のない支援につながる体制の構築に関すること。

その他乳幼児教育・保育の推進に関し必要があると認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

学識経験を有する者

幼稚園・保育施設の従事者

小学校の関係者

療育施設の従事者

その他市長が適当であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(専門部会)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、部会に専門委員を置くことができる。

(意見の聴取等)

第 8 条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、福祉こども部乳幼児教育・保育支援センター準備室において処理する。

(補則)

第 10 条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って定める。

附 則

1 この要項は、令和 5 年 4 月 28 日から施行する。

2 この要項の施行後最初の協議会の会議の招集は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が行う。